

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

建設関係のご紹介

平成28年熊本地震(4月14日発生)から早や2ヶ月半が過ぎましたが、最近でも余震が続いています。地震の後は大雨水害、本格的に修繕工事をするにも梅雨に入り工事出来ませんね。それに何より、工事をして下さる業者さんを探すのが一番お困りのことだと思います。

当事務所も6月24日のセミナーに間に合うようにクーラー設備の取付、トイレの破損に伴う修理、アルミサッシ窓の落下に対する取替等がやっと終わったところです。まだまだ工事するところがあります。そこで今月号は建設関係のお客様のご紹介をさせていただこうと思いますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。



熊本及び鹿児島建設会社

建 築

ご質問・ご相談は各建設会社までお問合せ下さい

- ◎ (有)竹熊建設
住所：山鹿市鹿北町4-707-1 TEL：0968-32-2894
- ◎ 長田建築
住所：熊本市西区花園3-9-8 TEL：096-324-3243
- ◎ 山久建設(株)
住所：熊本市北区池田3-13-42 TEL：096-245-2511
- ◎ 創 建
住所：大野城市つつじヶ丘6-23-8 TEL：092-519-1091
携帯：090-3013-6735
- ◎ 上林工業(株)
住所：合志市御代志868 TEL：096-242-1011
- ◎ (有)緒方建設
住所：上益城郡御船町滝尾2763 TEL：096-282-2558

金属屋根工事

- ◎ (株)トリカイ
住所：熊本市東区石原2-1-1 TEL：096-380-8383

土 木

- ◎ (有)上村建設工業
住所：山鹿市鹿本町御宇田521-1 TEL：0968-46-4305
- ◎ (有)板橋起業
住所：山鹿市鹿本町来民2181-1 TEL：0968-46-2436
- ◎ (有)守建工業
住所：熊本市南区高江6-20-36 TEL：096-358-0358
- ◎ (有)康栄土木
住所：山鹿市菊鹿町上内田2717-3 TEL：0968-48-9326
- ◎ (有)山本建設
住所：山鹿市鹿北町椎持1497-2 TEL：0968-32-2433
- ◎ (株)酒井重機
住所：山鹿市津留2479-1 TEL：0968-43-2420
- ◎ (有)とみた工業
住所：山鹿市古閑1005-2 TEL：0968-44-3514
- ◎ (有)大恵
住所：上益城郡御船町木倉4432 TEL：096-282-3179
- ◎ 加納産業
住所：熊本市東区戸島西1-31-11 TEL：096-368-6275

塗 装

- ◎ (有)米田塗装店
住所：人吉市鬼木町1395 TEL：0966-22-4566
- ◎ (有)橋口塗装
住所：荒尾市増永2800-8 TEL：0968-62-0169
- ◎ (有)ワイルド・ダック ※土木OK
住所：熊本市東区月出4-6-69 TEL：096-387-3611
- ◎ (有)米島塗装
住所：山鹿市鹿北町岩野706 TEL：0968-32-2410
- ◎ (有)幸陽住建
住所：八代市上野町3719-17 TEL：0965-33-6156
- ◎ (株)五大装建工業
住所：熊本市南区白藤1-15-2 TEL：096-357-3360
- ◎ (有)出田建装工業 ※防水OK
住所：熊本市東区尾ノ上1-40-18 TEL：096-381-1487
携帯：090-8414-1629

外 構

- ◎ (有)下山庭園
住所：上益城郡益城町下陣230-3 TEL：096-286-5432
- ◎ 魁春園
住所：熊本市南区城南町舞原1451 TEL：0964-28-2137
- ◎ (有)鹿北ガーデン
住所：山鹿市鹿北町多久3072 TEL：0968-32-3218

空 調

- ◎ MORO 設備 ※給排水工事可
住所：玉名郡南関町関町387-1 TEL：0968-53-3382
- ◎ ハラダ空調工業(株)
住所：熊本市東区長嶺東9-5-7 TEL：096-380-0213

給排水工事

- ◎ (有)中村実業
住所：熊本市東区山ノ内4-1-24 TEL：096-214-2947
- ◎ (有)高田設備
住所：熊本市南区畠口町215 TEL：096-227-2708
- ◎ (有)右山設備工業
住所：菊池郡大津町杉水333-3 TEL：096-293-8104

サ ッ シ

- ◎ (有)河内サッシ硝子店
住所：山鹿市杉370 TEL：0968-43-5611
- ◎ (有)リペアのヤマト
住所：熊本市東区御領1-12-88 TEL：096-387-5503
- ◎ (有)城北ガラス
住所：山鹿市鹿校通4-5-37-18号 TEL：0968-44-6256

ステンレス

- ◎ 城北製作所
住所：山鹿市方保田3497-1 TEL：0968-43-4500
- ◎ (有)栗原工芸 ※店舗金物・装飾等OK
住所：熊本県山鹿市南島1658 TEL：0968-43-6392

基礎工事

- ◎ (株)明輝開発 ※杭打ち・解体OK
住所：宇土市古保里町749-7 TEL：0964-53-9723

設計

◎ (有)マツモト設計
住所：熊本市東区長嶺東 9-11-6 TEL:096-389-2100

電気工事

◎ (株)ライントラストシステム
住所：熊本市東区御領 5-6-70 TEL：096-243-0691

クレーン作業

◎ (株)丸善開発
住所：熊本市南区南高江 1-1-8 TEL：096-357-6818

舗装

◎ (有)日成舗道
住所：上益城郡益城町古閑 329-2 TEL：096-286-8176

機械器具設置工事

◎ 南九州エンジニアリングサービス(株)
住所：熊本市中央区帯山 7-14-18 TEL：096-382-0106

さく井工事

◎ 九州日商興業(株)
住所：熊本市中央区本山町 119 TEL：096-371-5373

井戸ポンプ発電機工事

◎ 正垣システムエンジニアリング(有)
住所：熊本市東区尾ノ上 1-43-24 TEL：096-381-5063

ドームハウス資材販売

◎ アグルテック(株)
住所：人吉市下原田町嵯峨里 1740-1 TEL：0966-24-9622

<鹿児島より熊本復興にご協力頂ける建設会社>

土木・給排水・解体工事

◎ (株)満留建設
住所：いちき串木野市野元 21809 TEL:0996-33-1323

被災地域販路開拓支援事業
小規模事業者持続化補助金

熊本地震で被災(直接的・間接的)した小規模事業者が商工会と一体となって販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限：200万円(熊本・大分)

注 補助対象経費300万円の支出に対し、その2/3の200万円を補助します。補助対象経費180万円の支出の場合は120万円、また補助対象経費450万円の場合には、2/3は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限の200万円となります。

<補助事業対象者>

熊本地震で被災した、製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者であること。※卸・小売業、サービス業(宿泊業、娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については、5人。

<募集期間>

受付開始：平成28年5月31日(火)
第一次受付締切：平成28年6月24日(金)※当日消印有効
●第二次受付締切：平成28年7月29日(金)※当日消印有効
※申請にあたっては、経営計画書の作成、商工会の支援が必要です。締切までに余裕をもって、まずは商工会にご相談下さい。

<補助対象となり得る取組※災害復旧のみは対象になりません>

- ①販促用チラシの作成・配布 ⑤商品パッケージの改良
②マスコミ媒体での広告・WEB広告 ⑥ネット販売システムの構築
③商談会、見本市等への出張 ⑦移動販売、出張販売等の車の調達
④店舗改装 ⑧新商品の開発
(小売店のレイト改良・飲食店の店舗改良含む) ⑨景品、販促品の製造、調達など

<申請書類一式の提出先・問合せ先>

熊本県商工会連合会 県内49商工会
まずは最寄の商工会へご相談ください。



小規模事業者持続化補助金



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

源泉所得税の納付の特例

給与等の源泉所得税の納付期限が7月11日(月)までとなっています。1月から6月までの給与・司法書士等から徴収した所得税を年2回にまとめて納付している事業所の方は、期限内の納付をよろしくお願ひします。何かご不明等ございましたら、当事務所担当者までご相談くださいませ。

社会保険の算定基礎届について

毎年7月に、7月1日現在の全被保険者を対象に、4月～6月までの3ヶ月分の報酬をもとに新しい標準報酬を算定することを「定時決定」といいます。今年6月の給与支払い後、7月1日(金)から7月11日(月)までに「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」を提出することになります。提出先は、管轄の年金事務所へ持参か郵送となります。また、電子申請による提出もできます。電子申請の場合は、電子政府の総合窓口 e-Gov(イーガブ) http://www.e-gov.go.jp/ をご覧下さい。

災害損失引当金繰入について

Q. 当法人は4月決算ですが、平成28年熊本地震により多大な損失が見込まれます。見積もり書等で引当金を計上し、損金経理できませんでしょうか?



A. 見積もり書等で損金に算入することは可能です。災害損失特別勘定の繰入れの対象となる「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」は、あくまでも「見込まれる」ものをいいますので、暫定的な修繕計画に基づく見込額でも差し支えありません。

このため、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了することを予定している計画に基づく見積額であれば、建設業者、製造業者等が対応できなくなるおそれがある場合であっても、その修繕等に係る費用を災害損失特別勘定の繰入対象とすることができます。詳しくは当事務所担当者まで

資料参照：東日本大震災関係経費に関する法人税の取扱に係る質疑応答事例 Q10より

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
http://miraizeimu.com/